

決議案第 1 号

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議案

上記の決議案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月3日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

堤田 寛

淀川 幸二郎

松野 隆

はしだ 和義

田中 たかし

津田 信太郎

勝山 信吾

堀本 わかこ

森 あやこ

近藤 里美

平畑 雅博

尾花 康広

中島 まさひろ

倉元 達朗

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアは去る2月24日、外交手段による問題解決を模索した国際社会の努力を踏みにじてウクライナへの軍事侵攻を開始し、主要都市の占拠に向けた、軍事施設の破壊を始めとする一方的な軍事行動を展開している。こうしたロシアの攻撃により、ウクライナでは多くの国民が犠牲となり、また数多くの難民が生じている。

ロシアによる軍事侵攻は、領土の一体性の侵害と武力の行使を禁じた国連憲章及び国際法に明確に違反するものである。また、力による現状変更の試みは、平和を希求する国際的な秩序への明らかな挑戦であって、断じて許されるものではない。

さらに、ロシアは、我が国を始め国際社会が連携して実行している経済制裁に反発し、戦略核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発は、全ての人類と文明社会への敵対行為と言うほかなく、唯一の被爆国である我が国としては断じて看過できない。

よって、福岡市議会は、ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難して強く抗議し、ロシアに対し、軍を無条件で即時に撤退させることを強く求めるとともに、日本政府が国際社会と緊密に連携し、ロシア軍の撤退が早期に実現するよう毅然とした対応を取ること及びウクライナに滞在する邦人の保護に全力を尽くし、人道的な観点からウクライナの人々に対する必要な支援に取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

福岡市議会